

マイナンバー制度関係資料

マイナンバー制度は、

行政を効率化し、国民の利便性を高め、 公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。

複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。



国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。

行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

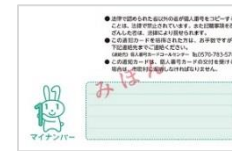
マイナンバー制度の概要

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。いわゆる「マイナンバー法」）

< 趣 旨 > 行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する基盤

I 番号利用の仕組み

- 1 日本国内の全住民に12桁のマイナンバー（個人番号）を通知。
- 2 マイナンバー法に定められた社会保障・税・災害対策分野の事務（個人番号**利用事務**）の手続において利用される。
また、利用事務に関して必要な限度で利用される事務（個人番号**関係事務**）においても取り扱われる。
⇒行政事務の効率化、行政機関等の相互連携による手続の簡素化。
- 3 マイナンバーは、本人確認（番号確認と身元確認）と共に使用。取得・利用・提供・保管・安全管理などに一定のルールがある。また、マイナンバー法に定める場合以外のマイナンバーの収集・保管は禁じられている。
- 4 法人には13桁の法人番号が通知。マイナンバーと異なり、誰でも自由に利用可能。



II マイナンバーカード（個人番号カード）

- ・ マイナンバーの通知後、個人の申請により交付される顔写真入りカード。
- ・ マイナンバーの確認と身元（実存）の確認を同時に行うことが可能。
- ・ 電子的に個人を認証する機能（ICチップ）を搭載しており、これを様々な用途に利用することが可能。



III マイナポータル

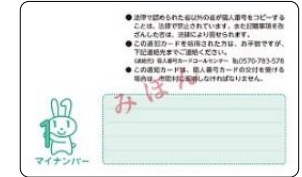
- ・ マイナンバーに関係する行政機関間での自分の情報のやり取りや情報の確認ができる個人用のサイト。
- ・ 自宅のパソコン等から各種お知らせの受信、官民の各種手続などのサービスも提供。

マイナンバーとマイナンバーカード

○マイナンバー(個人番号)

- 日本国内の全住民に指定・通知されている12桁の番号で、名寄せのキーとなるものです。
- マイナンバー法に定められた社会保障・税・災害対策分野の事務の手續に限って利用されます。
 - 取得・利用・提供・保管・安全管理などに一定のルールがあります。
 - マイナンバー法に定める場合を除き、収集・保管は禁止されています。
- 通知カードはマイナンバーをお知らせするものです。
通知カードだけでは本人確認書類としては使用できません。

通知カード



○マイナンバーカード(個人番号カード)

- マイナンバーの通知後、個人の申請により交付される顔写真入りのプラスチック製カードです。
- 官民、対面・オンラインで幅広く本人確認に利用可能な公的な身分証明書です。
- マイナンバーの確認と本人確認をこれ1枚で行うことができます。
- ICチップ内に電子的に個人を認証する機能(電子証明書)を搭載しています。
 - 電子証明書の利用にはマイナンバーは使用しないため、民間事業者も含め様々な用途に利用可能です。
 - ICチップの空き領域も、民間事業者も含め様々な用途に利用可能です。
- 「マイナポータル」へのログインにはマイナンバーカードが必要です。

マイナンバーカード



【30年7月23日（月）時点】

	累計数	1日当たり平均 (7月17日～7月23日)	1日当たり平均 (6月の1か月間)
申請受付数	17, 048, 026	8, 319	8, 064
交付実施済み数	14, 803, 418	8, 250	9, 265

(1日当たり平均は、土日祝日を除く)

交付率 約11.6% ※平成30年1月1日時点の住基人口127,707,259人との割合